

大阪狭山市これからの学校園のあり方検討委員会の公開に関する基本的な方針（案）

1 定員

- (1) 会議を傍聴できる定員は原則として 5 名とする。ただし、委員長が必要であると認めるときは、これを増員することができる。
- (2) 傍聴を希望する者が定員を超えた場合は、抽選とする。
- (3) 受付は会議当日、開始 30 分前より会場にて行う。

2 遵守事項

傍聴を希望する者は、次の事項を遵守しなければならない。傍聴人が遵守しない場合は、委員長は退場を命じることができる。

- ・ 会議場所においては静粛にし、かつ、会議における言動に対して拍手その他の方法で賛否の意思表示をしないこと。
- ・ 会議場所において発言をしないこと。
- ・ みだりに席を離れないこと。
- ・ 飲食をしないこと。
- ・ 示威的行為をしないこと。
- ・ 他の傍聴人の迷惑となるような行為をしないこと。
- ・ 会議場所において、写真撮影、録画、録音等をしないこと。ただし、委員長が認める場合は、この限りではない。
- ・ 前各号に掲げるもののほか、会場の秩序を乱し、又は会議の妨げとなるような行為をしないこと。
- ・ 傍聴人は、会議の中途において生じた事態により、緊急に会議が非公開とされたときは、速やかに退場しなければならない。